# 令和８年度　母子保健心理相談員採用選考（公募）案内

## １　応募受付期間

令和８年 12 月１日（火）　～　令和８年 12 月 25 日（金）

※詳細は「７　申込み方法」に記載しています。

## ２　採用予定人数及び職務内容

| 採用予定人数 | 職務内容 |
|---|---|
| 若干名 | （１）　子どもの発達に係る検査、評価及び相談支援に関すること。<br>（２）　母子保健事業（５歳児健診を含む）に係る心理相談等に関すること。<br>（３）　その他前各号に付帯する業務に関すること。 |

## ３　勤務条件等

| | |
|---|---|
| 職の位置づけ | 地方公務員法第 22 条の２第１項第１号に定める会計年度任用職員の職となります。 |
| 任用期間 | 令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで<br>※当職に在職する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考に、４回を限度に申し込むことができますが再度の任用を保証するものではありません。 |
| 勤務場所 | 各地域健康課<br>※勤務場所は、大森、調布、蒲田、糀谷・羽田地域健康課のうちいずれかとなります。<br>※敷地内は禁煙です。 |
| 勤務時間等 | ・８時 30 分から 17 時 15 分までの１日７時間 45 分（休憩時間 60 分）・週４日（週３１時間）<br>・公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には超過勤務もあります。 |
| 休日 | ・原則、土曜日・日曜日に加えて月曜日から金曜日までの間で固定された曜日が週休日となります（週３日）。※規則性のある週休日の設定をお願いすることになります。<br>・上記の週休日に加え、以下が休日となります。<br>①　国民の祝日に関する法律に規定する休日<br>②　年末年始の休日（12 月 29 日から１月３日までの間。ただし①を除く。）<br>③　国の行事が行われる日で規則で定める日<br>※週休日と休日が重なった場合は、その日は週休日となります。 |
| 休暇 | 年次有給休暇や夏季休暇、慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。<br>※各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に |

| | |
|---|---|
| | 関する規則（令和元年規則第 41 号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成４年規則第 38 号）によります。 |
| 報酬額 | 月額　270,624 円<br>※令和９年３月 31 日時点で当該職としての任用期間が引き続き１年以上ある方は、274,848 円 |

| | |
|---|---|
| 諸手当（相当額） | 期末手当、勤勉手当、通勤手当相当額、超過勤務手当相当額、旅費 |
| 社会保険 | 東京都職員共済組合（短期給付（健康保険））、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。 |
| 公務災害 | 区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。 |
| 服　務 | ・地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。<br>・営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができます。 |

注）記載されている報酬額等については、令和９年度の予算編成に関する議決を経て確定するものであること、また、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。

## ４　受験資格

次のいずれかに該当する者

（１）　臨床心理士又は公認心理師の資格を有する者であって子どもの発達に関する検査、評価及び相談支援の経験を１年以上有する者

（２）心理学に関する修士以上の学位を有する者であって子どもの発達に関する検査、評価及び相談支援の経験を１年以上有する者

（３）地方公務員法第 16 条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

**【参考】　地方公務員法第１６条**

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

※　日本国籍を有しない方も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第２（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

## ５　選考方法等

（１）選考方法

採用選考は、以下のとおり筆記（作文）及び面接により行い、その結果を総合的に判定し、合否を決定します。

| | |
|---|---|
| 筆記（作文） | 【課題】<br>「発達障害児支援における心理職の役割」<br>※６００～８００字程度（自筆）<br>※様式の指定はありません。ご自身で作文用紙をご用意ください。<br>※申込書と一緒に提出 |
| 面接 | 【面接日】令和９年１月 25 日（予定）<br>【場所】大田区役所本庁舎（予定）<br>※面接場所・時間は、申込書に記載の連絡先に電話でお知らせします。 |

（２）判断基準

筆記（作文）及び面接における判定の基準については、以下のとおりになります。

【筆記（作文）】

| | |
|---|---|
| 問題意識 | 職務に当たる視点で状況認識ができているか。問題意識に幅広さや深さが感じられるか。 |
| 論理性 | 記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。 |
| 独自性・表現力 | 自分の言葉で記述しているか。作文の表現が豊かか。 |

【面接】

| | |
|---|---|
| 知識及び技能 | 職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。 |
| 積極性 | 意欲を持って職務に当たることができるかどうか。 |
| 勤勉性 | 真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。 |

## ６　合格者の発表方法

令和９年２月中旬頃、郵送にて通知します。

## ７　申込み方法

（１）提出書類

| | |
|---|---|
| 申込書 | ・申込書は、健康政策部健康づくり課（大田区役所６階 13 番窓口）で配布します。<br>また、区ホームページからもダウンロードできます。<br>・記入にあたっては、申込書裏面の「記入上の注意」をよく読んでください。<br>・申込書には、必要事項を記入し、写真を貼ってください。<br>（写真の裏に必ず氏名を記載してください。） |
| 資格の写し | 資格を証明する書類の写し |
| 作文 | ・様式については、指定はありません。ご自身でご用意ください。<br>・課題は「発達障害児支援における心理職の役割」とし、<br>６００～８００字程度で必ず自筆により記述してください。 |

| | |
|---|---|
| 返信用封筒 | 長３封筒に申込者の郵便番号、住所、氏名を記入し、110 円切手を貼ってください。 |

（２）提出方法

| | |
|---|---|
| **提出方法** | 封筒の表面に**「母子保健心理相談員受験申込」と朱書し、簡易書留により郵送**してください。<br>簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。 |
| **申込期間** | 令和８年 12 月１日（火）から<br>令和８年 12 月 25 日（金）まで |
| | 必着 |
| **申 込 先** | 〒144－8621　大田区蒲田五丁目１３番１４号<br>大田区健康政策部健康づくり課健康事業担当 |

※なお、提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

## ８　個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

## ９　その他

（１）合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

（２）採用はすべて条件付のものとし、採用後１か月間（採用後１か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合には、その日数が 15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

（３）大田区では、求職者などへのセクシャルハラスメント防止に関するルールを定めています。求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は以下リンク先（当区 HP）をご覧ください。
〈https://www.city.ota.tokyo.jp/s_boshu/saiyouannai2021.html〉

【参考：勤務場所】
◆大森地域健康課（大森地域庁舎内）：大田区大森西一丁目 12 番１号
◆調布地域健康課（調布地域庁舎内）：大田区雪谷大塚町４番６号
◆蒲田地域健康課（蒲田地域庁舎内）：大田区蒲田本町二丁目１番１号
◆糀谷・羽田地域健康課（糀谷・羽田地域庁舎内）：大田区東糀谷一丁目 21 番 15 号